

事前に委任状を送付した株主が総会当日に誤解して棄権の投票をした場合の取扱い

【文献種別】 決定／最高裁判所第二小法廷

【裁判年月日】 令和3年12月14日

【事件番号】 令和3年（許）第18号

【事件名】 関西スーパーマーケット株式交換差止等仮処分命令申立事件

【裁判結果】 棄却

【参照法令】 会社法796条の2第1号・831条1項1号、民事保全法23条2項

【掲載誌】 資料版商事454号101頁

◆ LEX/DB 文献番号 25591532

中央大学教授 尾関幸美

事実の概要

1 事案

関西圏においてスーパーマーケット等を営み、東京証券取引所第1部に上場しているY社（株式会社関西スーパーマーケット）とA株式会社およびB株式会社との株式交換（本件各株式交換）につき、令和3年10月29日に開催されたY社の臨時株主総会（以下、「本件総会」という。）において、これを承認する旨の決議（以下、「本件決議」という。）がされた。事前に賛成の議決権行使書面兼委任状を郵送していた株主C社（Yの発行済株式3002万3954株のうち26万2000株保有）は、代表取締役副社長Dを傍聴のため派遣したが、受付でDは傍聴とは別室からモニターで見るとの思い、出席を選択し、議場において、Dは事前の議決権行使が生きっていると誤解して、投票用紙を白紙で提出した。

Y社の集計では賛成が65.71%（否決）となり、再集計をしていたところ、Dは受付を訪れ自分の議決権の行使結果を確認して欲しい旨を述べ、検査役がDから事情を聴き、議長はDの議決権行使を賛成と取り扱うことにした（以下、「本件取扱い」という。）。その結果、賛成66.68%で本件決議が成立した。

Y社株主X社（オーケー株式会社）は、神戸地裁に対し、本件取扱いにより本件決議には決議方法の法令違反かつ著しい不公正という取消事由

（会社法831条1項1号）があり、これによりY社の株主が不利益を受けるおそれがあると主張して、株式交換差止請求権（会社法796条の2第1号）を被保全権利として、本件各株式交換の仮の差止めを求めた（本件仮処分命令申立て。民事保全法23条2項）。

神戸地裁は、Xの申立てを認容し（以下、「基本事件決定」という。）¹⁾、Y社の保全異議の申立てを認めなかった。異議審²⁾は本件仮処分決定を認可する旨の決定をした（以下、「異議審決定」という。）³⁾。これに対し、Y社は本件保全抗告を大阪高裁に提起した。抗告審は異議審決定を取り消し、Xの仮処分命令の申立てを却下した（以下、「抗告審決定」という。）⁴⁾。X社は最高裁に許可抗告し、最高裁は大阪高裁の判断を支持し、これを棄却した。

2 抗告審の判断

原決定取消し、仮処分申立て却下

(1) 「株主総会における決議の方法については……議案の賛否について判定できる方法であれば、いかなる方法によるかは総会の円滑な運営の職責を有する議長の合理的裁量に委ねられている」。

「議長は、その採用した議決方法の趣旨に沿って各株主の投票内容を判定する責務があるから、各株主の投票内容については、投票用紙の記載・不記載や提出・不提出により客観的に判定するこ

とが第一義的に求められる」。

(2) 「しかしながら、……株主において、投票のあるルールについての認識が不足し、又は誤解しているために、自らの意思を表明するに当たりいかなる投票行動をとるべきかの確に判断できない状況が生じた場合には、……投票用紙のみによって株主の投票内容を判定することは、かえって株主の意思を議決に正確に反映させるという投票制度を採用した趣旨に悖る」。

「投票のルールの周知や説明がされておらず、そのために株主がこれを誤認したことがやむを得ないと認められる場合であって、投票用紙以外の事情をも考慮することにより、その誤認のために投票に込められた投票時の株主の意思が投票用紙と異なっていたことが明確に認められ、恣意的な取扱いとなるおそれがない場合には、株主総会の審議を適法かつ公正に行う職責を有するといえる議長において、これら投票用紙以外の事情をも考慮して認められるところにより株主の投票内容を把握することも許容されると解するのが相当であり、議決権行使によって表明される株主の賛否の意思を適切かつ正確に把握してこれを株主総会の議決に反映させるためには、むしろそうすることが求められているというべきである」。

(3) 「(略) Dは、本件総会における投票の際、Cによる事前の議決権行使のとおり本件議案には賛成であるが、事前の議決権行使が撤回されておらず、効力を有すると誤認したことにより、本件投票時、二重投票を避ける趣旨で未記入のまま本件投票用紙を本件投票箱に入れたものと認められる。そして上記誤認に係る投票のルールは本件総会において予め周知も説明もされておらず、Dがこれを誤認したことはやむを得ないところであり、……投票用紙以外の事情を考慮すると、Dの誤認のために投票に込められた投票時のCの意思(賛成)が投票用紙(棄権)と異なっていたと明確に認められ、投票後に意見を変更したものではないことも認められるから、これら投票用紙以外の事情をも考慮して認められるところにより、本件総会の議長において、DによるCの本件議案に係る投票を賛成の意思を表明したものとして把握し、賛成票として取り扱うことも、なお許容されるというべきであり、本件のような事実関係の下

では、以上の事情が明確に認められるから、そのような取扱いをしても恣意的取扱いとなるおそれはない」。

決定の要旨

「本件において問題とされている議決権行使者の意思が議案に賛成するものであることが明確であったこと等原審の適法に確定した事実関係の下では、所論の点に関する原審の判断は結論において是認することができる」。

上告審は詳細な理由を述べておらず、本稿は抗告審決定(以下、「本決定」とする。)を検討する。

判例の解説

一 本決定の意義

本件は、関西スーパーとH2O傘下の食品スーパー2社との経営統合をめぐる、関西スーパーの株主Xが株式交換の差止めを求めた事案であり、本件をめぐる紛争はマスコミでも大きく取り上げられた⁵⁾。

本件で主たる争点となったのは、事前に賛成の委任状による議決権行使をした株主が総会で誤認して白票(棄権)を投票した場合に、どのように取り扱われるかということである。

本決定は、「事前に議決権を行使した株主が株主総会に出席した場合には、事前の議決権は撤回され、議場で改めて投票で意思を示さなければならない」という投票ルールの周知や説明がされておらず、株主の誤認がやむを得ない場合には、議長は投票用紙以外の事情を考慮して議決権の行使内容を判断することが許されるとした点に先例としての意義がある。

また、平成26年改正で新設された株式交換の差止め(会社法796条の2第1号)が争われた初めての公判裁判例であり、株式交換差止請求権を被保全権利とする仮処分申立てにおいて、株主総会決議の瑕疵(831条1項1号)が差止事由として主張されている点も注目に値すると思われる(総会決議取消訴訟を本案としていないようである。)⁶⁾。

二 白票の取扱いについて

本決定は総会決議の方法について議長の合理的裁量を認めつつ、投票用紙による方法を採用した場合には、投票用紙の提出や記載を客観的に判断することになると判示しているが、拍手や挙手による投票も有効と認めてきた従来の裁判例の立場に倣ったものといえる(2.(1))⁷⁾。

白票の取扱いについて、東京地判平31・3・8(アドバネクス事件)は、書面または電磁的方法による議決権行使の制度は、株主総会に出席しない株主が議決権を行使できるための便宜を会社が図るものであることを理由に(会社法298条1項3号4号)、本人または代理人が株主総会に出席した時点で、事前の書面または電磁的方法による議決権行使が撤回されたものと解され、会社提案および修正動議に対する投票に際し、白紙の投票用紙を交付した議決権については、棄権として扱うのが相当であり、会社提案に賛成したとはいえないと判断している⁸⁾。

これと同様に、基本事件および異議審は、Dが未記入のまま本件投票用紙を回収箱に入れた行為は、本件議案を含む全議案について棄権と解することしかできないとしている。

これに対して、本決定は、Dは棄権の意思を表明したものと第一義的に判定すべきであるとしつつも、Y社が当日出席株主については委任状による事前の議決権行使が撤回され、改めて議場で投票用紙に記載して投票する必要がある、という投票ルールは出席株主共通の理解、認識となっていたとはいえないとした。そして、投票用紙以外の事情を考慮することを認め、議長がDの投票を賛成として取り扱ったことは許容されるとして、異議審決定とは異なる結論を出している。

三 投票用紙以外の事情を株主の投票内容の判断において考慮できるか

従来の裁判例において、採決方法として投票が選択されたら、投票用紙以外の事情を株主の投票内容の判断において考慮することはできないと解されている⁹⁾。本決定はこれを踏まえつつ、議決権行使によって表明される株主の賛否の意思を総会の議決によりよく反映させるという観点から、議長は投票用紙以外の事情をも考慮し、株主

の投票内容を把握することを許容される場合があるとした(2.(2))。そして、例外的に投票用紙以外の事情を考慮することが認められるのは、①投票ルールの周知や説明がされておらず、②そのために株主がこれを誤認したことがやむを得ないと認められる場合であって、③投票用紙以外の事情をも考慮することにより、その誤認のために投票に込められた投票時の株主の意思が投票用紙と異なっていたことが明確に認められ、④恣意的な取扱いとなるおそれがない場合である。

①につき、本件総会において、議長から出席株主に対し、議案の採決は正確性を期するためマークシートの投票用紙を用いた投票による旨説明した上で、未記入の投票用紙を提出すると棄権として、投票用紙の不提出は不行使として扱われるので注意するよう繰り返し説明した。また、投票用紙の上部にも同様の説明が印字されていた。それにも関わらず、本決定は、株主総会への出席経験が相応にある株主であっても、自らの議場での投票による議決権行使の取扱いについて詳しく理解する機会に乏しいと指摘し、事前に提出した委任状による議決権行使が撤回されることになると考えるに至るとは直ちにいい難く、本件総会の議場で改めて意思表示をする必要があることについて、Dを含む出席株主共通の理解、認識となっていたと認めることはできないとする。

また、②③の認定において裁判所が重視したのは、Dが(a)事前の議決権行使を変えるつもりはなく議長や役員の説明を聞くために本件総会に出席したこと、(b)投票用紙回収のために来たY社の従業員に事前に議決権を行使したことを説明したこと、ならびに(c)Y社およびXの申立てにより選任されていた検査役に対し(a)および(b)を説明したことである。

四 議長の取扱いの恣意性のおそれの有無

本決定は、投票用紙以外の事情を考慮するという議長の取扱いが恣意的かどうかという点につき、Dの投票時の状況とそこで示された投票内容が明確であるから、本件における議長の取扱いを許容したとしても、恣意的な取扱いにはならないとした。

一般的に、事前に議決権を行使した株主が総会

当日、出席した場合は事前の議決権行使は撤回したものと扱われ、改めて議場で議決権を行使することになる。また、出席ではなく、傍聴した場合、事前の議決権行使が有効である。投票時の状況につき、本件のDがY社の受付で担当者に「出席」と伝えた以上、事前の議決権行使や委任状による代理権授与が無効ないし撤回されたものと取り扱われるのが当然だが、これが必ずしも周知・説明されていないと本決定は認定している(2.(3))。

Dの投票意思については、本件総会における投票の際、Dは事前の議決権行使のとおり本件議案には賛成であるが、事前の議決権行使が撤回されておらず、効力を有すると誤認したことにより、二重投票を避ける趣旨で未記入のまま本件投票用紙を本件投票箱に入れたことから、事前の議決権行使と同じく本件議案につき賛成であったことは明確であるとしている。

これは恣意的な取扱いのおそれがないことを株主の意思内容が明確であることのみをもって判断しているが、仮に、会社が可決させたくない議案だった場合(例えば取締役の解任議案等)に、Y社が同じ対応をしたかは疑わしいと考えられる。議長の恣意的な取扱いとなるおそれの有無を判断する際に、議案によって会社の対応が異なる可能性についても考慮すべきであり、その点で本決定の判断過程には疑問があるといえよう¹⁰⁾。

おわりに

1 実務上の留意点

本件で問題となった、株主が総会に出席した場合に事前の議決権行使が撤回されたものと扱われるという投票ルールを上場会社の招集通知に明示したり、議場で説明する例は少ないという¹¹⁾。本決定を踏まえると、賛否が拮抗し、総会当日に書面投票を行うことが見込まれる場合には、招集通知または議場で丁寧にこの投票ルールを説明し、周知することが望ましいと考えられる。しかし、議決権行使に関するルールは複雑で多岐にわたり、それらを全部、総会の議場で議長が説明することはほぼ無理であるように思われる。現実には重要な点に絞って説明することになるだろうが、その具体的な方法や範囲については議長の裁量に委ねられるため、相当の注意を要することになるだ

ろう。

2 本決定の射程

本決定の結論自体には賛成であるが、その射程および位置づけは、投票用紙以外の事情を考慮して株主の投票内容を把握する議長の裁量権が広く許容された例外的な事例であると考えられる。

上場会社のほとんどの株主総会においては、事前の投票結果によって議案の成否が分かっており、当日の議決権行使で結果が左右されることはほぼないという¹²⁾。したがって、本決定が実務に与える影響はそれほど大きくないのかもしれない。

●—注

- 1) 神戸地決令3・11・22資料版商事454号131頁、LEX/DB25591384。
- 2) 本件仮処分決定をした裁判体と同一の構成の裁判体であった。
- 3) 神戸地決令3・11・26資料版商事454号124頁、LEX/DB25591533。
- 4) 大阪高決令3・12・7資料版商事454号115頁、LEX/DB25591385。
- 5) 「関西スーパー統合諮る総会、機関投資家11社が反対、各社個別開示、『オーケーのTOB優位』」日経新聞朝刊令和4年3月4日20頁、「関西スーパー攻防教訓残す」日経新聞朝刊令和4年1月17日15頁等。
- 6) この議論につき、田中亘「各種差止請求権の性質、要件および効果」神作裕之ほか編『会社裁判にかかる理論の到達点』(商事法務、2014年)27～28頁等参照。
- 7) 東京地判平14・2・21判時1789号157頁。
- 8) 東京地判平31・3・8金判1574号46頁。
- 9) 「採決方法として投票によることと定められた以上、口頭の申出など他の方法によって議決権が行使されたものと扱うこともできない」。同。「議長が投票という表決方法を選択した以上、投票によって意思を表明しない者の議決権を、その者の内心を推測して当該議案に賛成する旨投票したものと扱うことは許されないと解するのが相当である」。大阪地判平16・2・4金判1191号38頁。
- 10) 得津晶「批判」法教499号(2022年)103頁。
- 11) 「関西スーパーマーケット事件の司法判断〈商事法務トピック〉」商事2284号(2022年)57頁。
- 12) 例えば、2021年6-7月に株主総会が開催された上場会社1749社のうち、総会当日に、投票(書面または電磁的方法)が行われたのは、25社にすぎない。「株主総会白書2021年版」商事2280号(2021年)119～120頁。